

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令案（観光庁）

説明用資料

平成29年2月

本省令改正に係る法体系

【法律】国家戦略特別区域法

①国家戦略特別区域内においては規制緩和の特例を受けられること、②その際には基本方針を定めねばならないこと、等を規定

第2条第1項

【政令】国家戦略特別区域を定める政令
 規制緩和の特例対象となる、国家戦略特別区域法上の区域を規定（秋田県仙北市等）

第26条

【省令】国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（内閣府との共管省令）
 国家戦略特別区域法の特例措置を受けられる事項のうち、**国土交通省令上で規定されている事項**に係る特例措置を規定（空港アクセスバスに係る特例等）

【法律】旅行業法

①旅行業の業務・登録、②旅行業務取扱管理者の選任、③旅行業協会の業務運営等を規定

第11条の3第5項

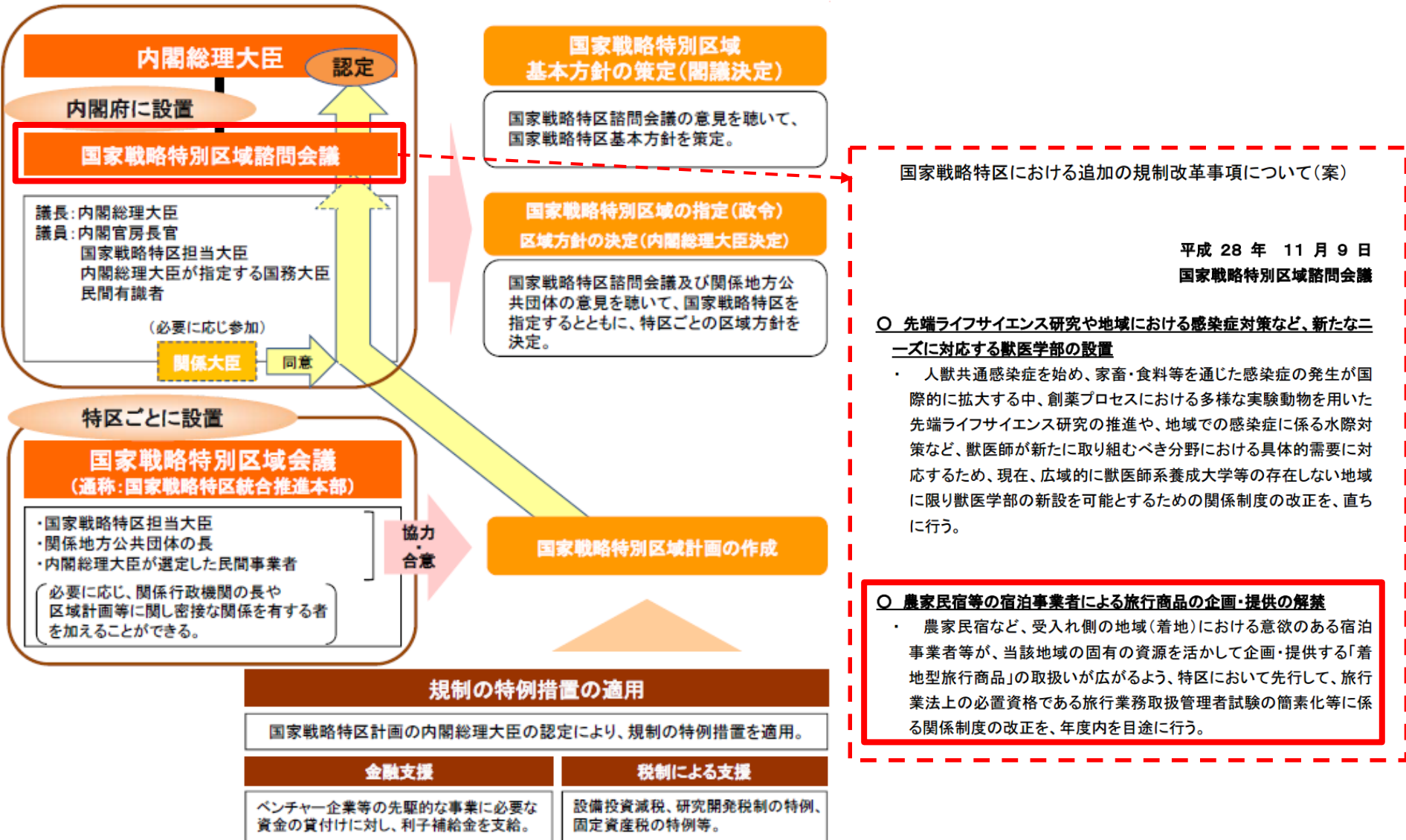
【省令】旅行業法施行規則

①旅行業の登録に係る手続き等の詳細、②旅行業務取扱管理者試験に係る試験科目等の細目を規定

旅行業法施行規則第20条に規定する規制の特例を新設

※矢印は委任条項等を示す
 ※黄色部分が今回の改正対象

- 秋田県仙北市が要望した規制改革事項（農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁）について、国家戦略特別区域諮問会議において、措置することが決定された段階。
- 省令改正後、仙北市国家戦略特区会議による区域計画の作成、諮問会議における総理大臣の認定というプロセスが存在。



旅行業務取扱管理者試験の概要

○旅行業法では、旅行業者等が、営業所ごとに、一人以上の旅行業務取扱管理者を選任し、取引の明確性や旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項の管理・監督に関する事務を行わせることを義務付け。

○旅行業務取扱管理者は、国内外の旅行を取り扱うことができる「総合」と国内のみの「国内」の2種類。

○試験科目は、『旅行業法及びこれに基づく命令』、『旅行業約款、運送約款及び宿泊約款』、『国内旅行実務』、『海外旅行実務（総合のみ）』の4つ。

旅行業務取扱管理者試験に係る試験科目の比較

	法及び命令の知識	約款に関する知識						旅行実務	
		旅行	宿泊	運送				国内	海外
				バス	鉄道	海運	航空		
総合旅行業務取扱管理者試験	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国内旅行業務取扱管理者試験	○	○	○	○	○	○	○	○	×
【戦略特区内】国内旅行業務取扱管理者試験	○	○	×	△※	△※	△※	×	×	×

△※ 特区内の企画旅行で使用する運送手段に関する試験のみを行うこととする。